

たかねざわ 農委情報

令和5年1月

第133号

編集・発行

高根沢町農業委員会

高根沢町大字石末2053

TEL 675-8108



(栃木県女性農業士会・家族経営協定部会による寸劇)

農地等の諸申請

(売買・交換・贈与・貸借・転用等)は

毎月10日〆切

(10日が休日の場合は、前開庁日)

主な内容

- 新年を迎えて P2
- 農業委員活動を通して
農地利用最適化推進委員1期目の活動を通して
相続等の届出 P3
- 家族経営協定・免税軽油・農地パトロール P4
- 青色申告・インボイス制度 P5
- 新規就農者紹介・農業委員会活動報告
人・農地プラン P6



新年を迎えて



農業委員会会長
野中照雄

新年明けましておめでとうござい
ます。皆様方には、お健やかに新年
をお迎えのこととお慶び申し上げま
す。

さて、昨年も新型コロナ感染症の
流行が続き窮屈な生活を強いられ、
委員会活動も計画通りに進めること
が出来ませんでした。幸い多くの方
が3回目の予防接種が済んでおり、
さらに追加の接種が始まっています
が、オミクロン派生型がいくつか確
認され今後の状況が気になります。
令和4年産米は、過去最大の49.86
%の生産調整が示されました。農
家の皆様のご協力により目標値より
14haを超える生産調整が行われまし
た。町の再生協議会が充分に機能を
発揮した結果であり、協力頂きまし
た農家の皆様に敬意を表する次第で
す。

人口減少や食生活の変化等により
組んでおり、16地区の中から先駆
用の最適化を推進するため集積に取

的モデルとして寺渡戸地区を指定し
て更なる集積に向けて取り組んでい
ます。今後は他の地域に広げていく
ことでさらなる農地の集積が進むこ
とが期待されます。

さて、令和4年の5月に農業経営
基盤強化促進法等の一部が改正され
ました。注目すべきところは、農地
の取得に係る下限要件の廃止です。

本町では従来から國の方針に沿つて
農地の細分化を防ぐ目的で、50a以
下の農地を購入することはで

米の消費が毎年10万トン減少してい
るところへ、コロナ感染拡大の影響
がより一層拍車をかけました。さら
に、ウクライナ情勢では穀物が不足
或いは高騰している中、国内ではコ
メ余りが続いているという何とも皮
肉な状態が続いています。昭和46年
に始まった米の減反政策、50年間の

農地バンクを利用したものに統一さ
れます。また、農地の貸借は、今後は
6年の2年間で農業者や農業関連団
体等との協議の場を設け将来の農業
や農地利用の姿について話し合い、

将来の農地の効率的かつ総合的な利
用に関する目標等を定めた「地域計
画」を策定しなければなりません。
これが作成され公示された日をもつ
て施行日となります。

目まぐるしく変化する農政。町の
農業を発展させるため、今後も関係
機関と連携し農家に寄り添う農業委
員会として期待に応えられるよう職
務に精進する所存でございます。皆
様のご指導ご協力を賜りますようよ
うお願い申し上げます。

謹賀新年



◇農業委員(議席順)	会長	佐藤正一	野中照雄
委員	佐藤正一	佐藤正一	佐藤正一
大塚見目	大塚見目	大塚見目	大塚見目
野中斎藤	野中斎藤	野中斎藤	野中斎藤
小堀和田	小堀和田	小堀和田	小堀和田
石塚永島	石塚永島	石塚永島	石塚永島
小林信良	小林信良	小林信良	小林信良
石塚小堀	石塚小堀	石塚小堀	石塚小堀
平石欽一	平石欽一	平石欽一	平石欽一
和田啓子	和田啓子	和田啓子	和田啓子
平石悦一郎	平石悦一郎	平石悦一郎	平石悦一郎
和田信良	和田信良	和田信良	和田信良
平石淳一	平石淳一	平石淳一	平石淳一
和田良三	和田良三	和田良三	和田良三

農業委員としての活動を通して



農業委員

小林 鈴一

私は農業委員を拝命し、この春で二年が経過します。農業委員になる前は、自分の農作物の収穫だけしか頭に無く、周りのことは考えもしませんでした。しかし、農業委員になつてみて、身近な所で沢山の問題を抱えている事を知りました。後継者不足、耕作放棄地の増加等農業の衰退が危ぶまれる状況を目の当たりにしています。

私は農業委員の一人として、耕作放棄地の発生防止（高齢の農業従事者）

農地利用最適化推進委員 一期目の活動を通して

農地利用最適化
推進委員

斎藤 浩実

者との連携綿密化）と減少（耕作再開に向けたサポート）、農地の集約・集積化（収益と効率のアップ）に寄与できるよう、努めて参りたいと考えています。

活動する上でのポイントは「身近な所から」、「できる事を」、「迅速に」です。

また、県や国に向けては、お米のアジア富裕層への輸出や日本酒の欧米輸出量増大等の輸出環境の整備、そしてバイオ技術・AIの活用による多収化と、合理化等農業技術と収益性の向上が進むよう、関連する方々と微力ながら働きかけを行っていきたいと思います。

町の農業の発展と明るい未来に向け、できる事から少しずつ歩んで参りますので、皆様のご協力を宜しくお願い致します。

農地利用最適化推進委員の一期目の活動も今年で3年目を迎えます。これまで農地利用の最適化を目指し、遊休農地を出さないことを目標に活動してきました。活動は主に担い手への農地集積・集約化に向けた農地の出し手と受け手の利用調整、農地活動する中で高齢化に伴い離農者が増加していること、対照に新規就

農者が少なく農地の受け手が減少していることが課題となつてきていると感じています。歯止めをかけるためには米価下落対策及び資材の高騰に対する助成金の拡充も必要になります。すると助成金の拡充も必要になつてくると考えております。

遊休農地は中山間部だけではなく高根沢町の基盤整備が行われた作業条件が良好な土地でも発生しています。農地の出し手は増加しているものの、受け手は少ないのが現状です。このままでは遊休農地の発生は抑えられません。対策を検討し、タンタソウ田んぼの高根沢を守っていくためにも人・農地プランの実質化は必要です。農地利用の最適化を目指します。農地の最適化を実現するため、欲ある手にバトンを繋いでいけます。今後も活動してまいります。

忘れていませんか？



相続等で農地を取得したときは

「農業委員会へ届出」が必要です！

次により農地の権利を取得した場合、
登記完了後に届出をしてください。

- 相続
- 遺産分割
- 包括遺贈又は
相続人に対する特定遺贈
- 時効取得
- 法人の合併・分割 等

◎届出に必要な書類等

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書（1部）
 - ・農業委員会事務局に用意してあります。
- (2) 印鑑（認め印可）
 - ・届け出をする方の印鑑（認め印で差し支えありません）
- (3) 権利を取得したことがわかる書類
 - ・(例) 権利書、登記簿謄本など
 - ・届出の際に提示してください。
(写し等を添付する必要はありません。なお、コピーを取らせていただく場合がありますので、予めご了承ください。)

ご不明点については高根沢町農業委員会事務局までお問い合わせください。 TEL 675-8108

■ 家族経営協定について

農業委員 増渕 富士子



令和4年10月20日に農業委員と農地最適化推進委員を対象にした研修会として、栃木県女性農業士会・家族経営協定部会による寸劇を高根沢町役場で上演していただきました。部会は家族経営協定締結への推進と普及のために活動をしています。

寸劇の演題は「栃木のいちご農家の話」でした。

農業経営者の一郎が65歳になる事をきっかけに妻・礼子との2人の話し合いから次第に家族会議に進んでいきます。

農業者年金を受給する事になる一郎は、長男の一夫に経営移譲をします。妻・礼子は時間に余裕ができる事で仲間から農業委員に推薦されている事や以前から社会に出て活躍したかった事などを話し、家族から了承をもらいます。

長男・一夫夫妻は、子供達3人の今後の教育費が加算されていく事を考え、経営規模拡大を目指します。そして三男ひろしがいちご農家を継ぎたいと目標を掲げ進んでいくという話でした。

寸劇を鑑賞して、家族経営協定の締結によって、お互いの意見を尊重し、認め合う事で仕事に対し、やりがいを感じるようになり、生き生きと生活できるのだと思いました。



家族経営協定寸劇の様子

農業用軽油免税証の交付申請を受け付けます

月 日	受付時間	場 所	地 域
1月25日(水)	【午前の部】 9時～11時30分	役場 第4会議室	上高根沢、栗ヶ島、寺渡戸、西高谷、花岡
1月26日(木)			平田、太田、桑窪、上柏崎、亀梨、中柏崎、下柏崎、飯室、文挾、伏久
1月27日(金)	【午後の部】 13時～16時		上阿久津、中阿久津、宝積寺、大谷、石末、宝石台、光陽台

◆必要書類

(1)新規に申請する場合

- ①耕作面積証明書（農業委員会で交付）
- ②県収入印紙代（420円）
- ③使用する機械の詳細がわかるカタログ等（トラクター・コンバインは不要）

(2)継続して申請する場合

- ①免税軽油使用者証
- ②免税軽油の引取り等に係る報告書及び納品書等の添付書類
- ③使用する機械の詳細がわかるカタログ等（使用機械に変更がある場合のみ。トラクター・コンバインは不要）

(3)免税軽油使用者証の有効期間の始期が令和2年中の場合

- ①県収入印紙代（420円）
- ②その他必要書類は(2)の①～③と同じです。

※(2)(3)に該当する方で、昨年の経営面積から変更があった場合、耕作面積証明書（農業委員会で交付）が必要です。

◆問合わせ先

矢板県税事務所課税課 ☎0287-43-2173
水田農業確立対策室 ☎676-1441

農地パトロールを実施しました！

令和4年9月28日に農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しました。また、この結果をもとに12月から農地利用意向調査および遊休農地調査を実施しています。意向調査は農地利用最適化推進委員が関係地権者宅を訪問し、適正な利用を促進するのと併せて聞き取りを行っています。関係地権者の方々は、ご協力のほどよろしくお願い致します。



青色申告をしませんか？

●青色申告をするメリット

- ・青色申告特別控除があります！
10万円（簡易な記帳）
55万円（複式簿記による記帳・貸借対照表の作成・総勘定元帳の作成）
65万円（55万円控除の要件 + e-Taxによる申告または優良な電子帳簿保存）
- ・青色事業専従者給与を必要経費にできます！
- ・貸倒引当金を計上できます！
- ・純損失を繰越し・繰戻しすることができます！
- ・少額減価償却資産の特例を使えます！

上記により、節税効果を得やすいです！！

*青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後新たに事業を開始した場合には事業開始の日から2ヶ月以内）に「青色申告承認申請書」を所轄税務署に提出してください。

- ご自身で青色申告をするのが不安な方は、高根沢町農業青色申告会への加入がオススメです。

加入すると…

- ・各種税務指導会（上半期源泉所得税納付・年末調整・確定申告）に参加し、指導を受けられます。
- ・税理士の無料指導を受けられます。（例年2月～3月に2回程度実施）

◆加入のお問い合わせは

高根沢町農業青色申告会事務局
(高根沢町農業委員会事務局)
TEL：028-675-8108

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、

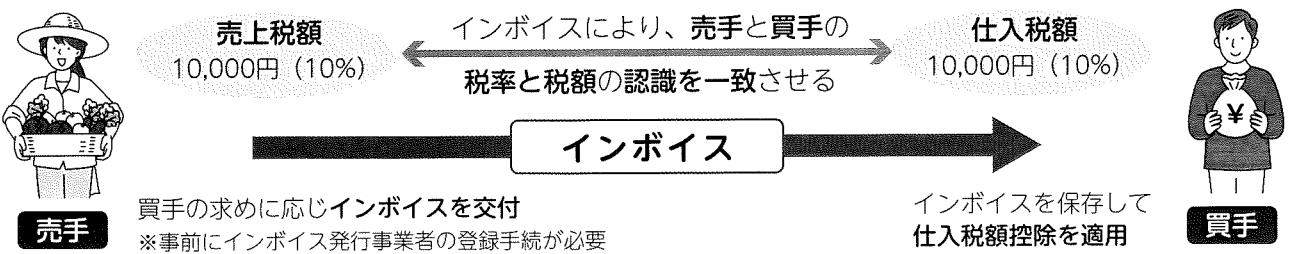
原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です！

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



◆お問い合わせ先は 氏家税務署個人課税第一部門 【直通】TEL：028-682-3313

お詫びと訂正

「たかねざわ農委情報第132号」令和4年9月号に掲載しました次の記事におきまして、誤りがありました。

- 3ページ「人・農地プラン16地区一覧」農事組合名
(正) No.13 大谷（大谷東・大谷宮下・大谷関場・西大谷・大谷天沼）
(誤) No.13 大谷（大谷東・大谷宮下・大谷関場・西高谷・大谷天沼）

皆さまにはご迷惑をお掛けしましたことをお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

